

# 議 長 事 務 引 継 書

平 成 29 年 7 月 28 日

前市議會議長 岩 下 彰

市議會議長 田 中 正 剛

## 議長事務引継書 目 次

### 《総務課 所管事項》

1	事務局職員の増員及び事務局の組織体制の強化について	1
2	兵庫県市議会議長会について	
(1)	兵庫県市議会議長会会長の業務について	1
(2)	兵庫県地方議会協議会について	1
3	政務活動費について	
(1)	市民からの申し入れについて	2
(2)	公開書類における統一様式使用の徹底及び 公開期日の短縮について	2
(3)	議長勧告について	3
4	旅費計上のあり方について	3
5	議会棟の有効活用等について	3
6	議長車の運用のあり方について	4
7	県議会閉会中の常任委員会の地方開催について（報告）	4

《議事調査課 所管事項》

1	議会運営委員会、検討会議について	
(1)	議員の長期欠席及び早退等の取扱いについて	5
(2)	議会運営の課題（協議すべき事項）について	5
2	広報広聴特別委員会について	
(1)	正副議長の記者会見	6
(2)	資料のデジタル化（IT化）	6
(3)	議会だより1面レイアウトの見直し	7
(4)	市民まつりの共催参加	7
3	常任委員会正副委員長との懇談会について	8
4	選挙期日と議員任期の「ずれ」について	
(1)	特例法成立までの経緯	9
(2)	特例法成立後の対応	9
5	地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書	9
6	衆議院小選挙区の区割り見直しについて	10
7	本会議における速記業務の見直しについて	10

## 1 事務局職員の増員及び事務局の組織体制の強化について

平成 29 年度より西宮市議会議長が兵庫県市議会議長会の会長を務めることにともない事務量が増となる。加えて、議会の活性化や機能強化を図るためには議会事務局の体制強化が不可欠であることから、大川原元議長において、事務局職員の定数増の条例改正や増員について市長をはじめ担当部局に依頼された。また、平成 28 年 9 月 1 日より嘱託職員 1 名を新たに雇用するとともに、市議会議長会担当チームを設置した。

しかしながら、平成 28 年 12 月定例会における消防局の職員定数議案での審議の状況や、職員定数の改正議案に対する市長マニフェストと市長の政治姿勢の関連において、多くの議員より大変厳しい意見があるものと推察され、このような情勢下では事務局職員の定数増の条例改正や増員に対し、議会の総意を得ることが難しいと判断され、平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会において、八木元議長より事務局職員の定数増の依頼を一旦取り下げることが提案され了承された。この事務局の職員定数については、八木元議長より、今後、議会運営委員会等の場において協議していただき、その結論をもって市議会が処理するという方向がよいのではないかと提案された。

なお、市議会議長会の会長事務を担当する庶務課については、職員 1 名を議事調査課より庶務課へ配置転換させ機能強化を図るとともに、事務局内の業務の平準化を図るため、平成 29 年度より「議会報の発行及び議会広報業務」及び「議会資料閲覧システム管理業務」を議事調査課から庶務課へ移管するとともに、「議会図書室業務」を庶務課へ一本化し、「庶務課」を「総務課」に改編し、この新たな体制で取り組んでいる。

## 2 兵庫県市議会議長会について

現在、本市は、全国・中核市・近畿・兵庫県・阪神の各市議会議長会に加入しており、それぞれにおいて定期的に総会・事務局長会を開催して、各市の抱えている共通の課題についての情報共有や、国等に対する要望活動などに努めている。

### (1) 兵庫県市議会議長会会長の業務について

兵庫県市議会議長会では、平成 29 年度より会長を務め、4 月に伊丹市にて総会・事務局長会を開催した。総会・事務局長会は今後 7 月、来年 2 月に開催する予定であり、このほか、対国要望実行運動、対県要望実行運動、議長研修会等を開催することとなっている（要望事項は資料 1 のとおり、主な行事予定は資料 2 のとおり）。

また、兵庫県市議会議長会会長の担う役職として、全国市議会議長会理事、近畿市議会議長会兵庫県支部長、兵庫県都市計画審議会委員等に就任し、それぞれの会議に出席することとなる（会長が就任する役職は資料 3 のとおり）。

## (2) 兵庫県地方議会協議会について

県議会・市議会議長会・町議会議長会がそれぞれ地域創生に関するテーマを選定し、それぞれのテーマに基づき協議してその結果を発信し、実践することを通じて、地域創生の実現を目指すものであり、県議会が主体となって毎年開催されている。

今年度は3回の会議が予定されており、第1回目は5月22日に開催され、議員任期特例法や県議会閉会中の常任委員会の地方開催、昨年度の地方議会協議会の協議結果等について報告があった。

市議会議長会からは、「地域創生における議会の役割について」というテーマを提出している(資料4参照)。

- ・第2回目は7月14日(金)に開催され、テーマについての趣旨説明。
- ・第3回目は8月23日(水)に開催される予定。

## 3 政務活動費について

### (1) 市民からの申し入れについて

政務活動費における収支報告書及び領収書等証拠書類は、平成27年度分よりホームページで公開を開始している。

平成29年2月6日に市民より、「政務活動費における市政報告作成費用の充当については、何らかの按分をすべきであるが、平成27年度の支出をみると、手引きを逸脱したものが多く、議長として、議員に適正な按分を行うよう収支報告書の訂正を促し、議長の責務を果たすことを求める」といった旨の申し入れが八木元議長宛てにあった。

そのことに対し、八木元議長は、「市政報告作成費用の充当については、『政務活動費運用の手引き』を踏まえて各議員がそれぞれ判断されたものであると認識しており、議長として各議員に按分や収支報告書の訂正を促すということは考えていないが、あらためて市政報告への政務活動費の充当を行われたすべての議員に対し、内容を再度精査していただいたうえで、市民に対し説明責任を十分に果たしていただくようお願いした」とのことである。

なお、このことにもとない2名の議員から総額51,580円の返還が行われた。

### (2) 平成28年度交付分の精算及び収支報告書・領収書等の公開開始日の前倒しについて

平成28年度交付分の精算については、各議員より必要書類の提出をいただき、事務局より清算事務の結果等の説明を受けた。議長としては、特に問題のある事案はなかったものと判断している。

公開書類をより市民にわかりやすいものとするために、統一様式を使用することとなっているが、より一層徹底し、記入も丁寧に、わかりやすい説明を補記することを意識してもらえよう、各議員に働きかけていくべきと考えている。

公開開始日について、昨年度(平成27年度新任期分)は8月31日に公開を開始したが、市民より「できる限り早く公開すべき」との意見もあることから、今年度(平成28年度分)は

公開開始日の前倒しに努め8月中旬とする予定である。

### (3) 議長勧告について

政務活動費その他必要書類の内容が適切でないと認めるときや、政務活動費の適正な運用のため必要があると認めるときは、「政務活動費の交付に関する規則」第9条の規程に基づき、「議長勧告マニュアル」にしたがって議長勧告を出すこととなっている。過去において、これまで、収支報告書の提出期限が守られなかったことにより、議長勧告が2度発されている。政務活動費運用において、内容が手引きに記載されている解釈との間に乖離があることによる疑義について、議長勧告は発せられたことはない。

平成28年度交付分の精算においては特に行っていないが、事務局からの報告を受け必要と判断したものについては、議長勧告を発する前に議長が当該議員に面談を行っている。

## 4 旅費計上のあり方について

議員が公務で旅行する場合、現在、旅費は職員の旅費規程を準用して支給されている。しかしながら、旅費支給に際して、下記のような課題があり、大川原元議長が事務局に課題整理等の調査をすることを指示している旨、引き継ぎを受けている。

- ①新幹線を利用して出張した場合、「のぞみ」や「みずほ」の指定席代が支給されない。
- ②原則として市役所（議会棟）が発着点となっており、管内や近接地へ委員会視察する際の現地集合や現地解散が認められない。
- ③公務での自家用車の利用が認められない。
- ④公務による旅費規程が標準的な実費額を基礎として計算された定額を支給しようとする定額方式であるのに対し、政務活動費における交通費の取り決めが領収書等の証拠資料に基づいて支給額を定めようとする証拠方式であるため、両者の間に差が生じている。

## 5 議会棟の有効活用等について

近年開催されている連合審査会の折には、適当な広さの委員会室がないなどの課題が生じており、図書室、各委員会室、会議室や2階の議員待遇者談話室など、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある旨、引き継ぎを受けている。

なお、無所属議員の控室が3部屋に分かれていたが、議会棟の有効活用の観点から、八木元議長において、当該無所属議員の理解を得て2部屋に集約し、「むの会」の控室であった部屋を談話室としてしばらく活用した後、「第1会議室」が設置された。

また、歴代議長の写真を全議員協議会室に展示しているが、展示スペースが残り少なくなってきたおり、かつ、全議員協議会室内に第1会議室が設置されており、展示されていることがわかりにくくなっていることから、展示場所について再考する必要があるが生じている。

## 6 議長車の運用のあり方について

現在、議長車を使った送迎業務は1名が担当しており、当該職員の休暇取得や過度な超過勤務の発生の抑止が課題である。そのためにタクシーによる議長送迎も取り入れているが、今後、議長車の運用のあり方について、議長車を使用できる時間帯や地域（エリア）の設定など、整理すべき課題がある。

## 7 県議会閉会中の常任委員会の地方開催について（報告）

広く県民に対し、県議会の役割や機能についての理解の促進を図ることを目的として、県議会閉会中に常任委員会を各地域で開催するため、各市議会における協力要請が県議会よりあった（資料5参照）。

阪神地域では11月に文教常任委員会が開催される予定である（開催場所については未定）。

## 1 議会運営委員会、検討会議について

### (1) 議員の長期欠席及び早退等の取扱いについて

平成 28 年 5 月 17 日開催の議会運営委員会において、委員から議員の長期病欠及び早退の取扱いについて協議願いたい旨の発言があり、平成 28 年 12 月 15 日に「議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議」を設置し、調査・研究を行うこととなったものである。

同検討会議では、座長に大川原成彦議員、副座長に篠原正寛議員を互選し、全 5 回の会議で調査・研究が行われたが、「現状に対し何らかの変更を加えるべき」との意見と「現状のままで良い」との意見に分かれ、前者の立場から具体的な提案も出されたが、意見の一致を見ず、平成 29 年 2 月 15 日に調査・研究を終了することとなった。

そして、平成 29 年 3 月 31 日付で座長から会議結果報告（資料 7 「議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議 会議結果報告」）の提出があり、議会運営委員会で再度協議が行われたが、同委員会でも意見の一致が難しかったため、本件は議了となった。

### (2) 議会運営の課題（協議すべき事項）について

議会運営委員会において、協議すべき事項として各会派から 27 項目の課題が提起され、その取扱いについて協議した結果、議会運営委員会と新たに設置する「議会運営の課題に関する検討会議」で、今後協議していくこととなった。

#### ① 議会運営委員会で協議する事項（17 項目）

- ・本会議場使用のルール作り
- ・禁足について
- ・本会議、委員会における短縮可能な内容について
- ・議会開会中の市立学校園の卒業・卒園式への参列に関する申し合わせについて
- ・休会の名称について
- ・管内視察の位置付けについて
- ・現在、控室に置かれる資料の配布方法について
- ・管外視察の残された課題について
- ・視察の残された課題について
- ・議員への審議会委員報酬の廃止
- ・関連質問について
- ・公民館・市民館等に市議会議員の市政報告の際の会議室使用料の減免制度があるが、それを存続させるかどうか
- ・視察報告書の様式について
- ・委員会でお茶のポットを置いているのいいかどうか
- ・常任・特別委員会の正副委員長の報酬加算の廃止
- ・議長車の見直し
- ・本庁・議会棟連絡通路のオートロックドアの廃止

## ② 議会運営の課題に関する検討会議（10項目）

- ・議長任期、監査委員任期について
- ・災害時の議会 BCP の再構築について
- ・政務活動費の事後精算方式への見直しについて
- ・タブレットの利用制限について
- ・通年会期について
- ・常任委員会の数について
- ・市議会議員にかかる資産公開条例制定について
- ・議員定数について
- ・政務活動費の按分（ガソリン代・携帯電話代）の見直しについて
- ・会派の人数要件について

※①及び②の課題（詳細）については、資料8「課題事項の整理について」を参照

## 2 広報広聴特別委員会について

### （1）正副議長の記者会見

正副議長の記者会見については、あらかじめ広報広聴特別委員会で実施方法を報告し、議会運営委員会で記者会見原稿を確認の上、定例会最終日（閉会后）に試行実施している。

記者会見では、広報広聴特別委員会の正副委員長が司会し、議会運営委員会及び各常任委員会の委員長に説明員として出席を依頼するなどの試行が八木元議長により行われ、第8回3月定例会では施政方針等に対する意見披瀝のため、各会派の代表者に出席を依頼した。

また、第7回12月定例会及び第8回3月定例会では、正副議長（議長は八木元議長）と広報広聴特別委員会の正副委員長で、事前に市政記者クラブとの懇談会を開催し、記者会見にかかる意見交換などが行われた。

また、平成29年4月21日開催の広報広聴特別委員会では、これまで実施された記者会見の検証が行われ、記者会見を「引き続き試行実施すべき」との意見と、「必要なときに実施すれば良い」との意見が出されたが、これらの意見を次の正副議長及び広報広聴特別委員会に申し送り、新たな体制で協議することとなった。

【参考】平成28年度に実施した記者会見

定例会	出席者
第5回6月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）
第6回9月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）、 議会運営委員会及び各常任委員会の委員長（委員会活動状況の説明）
第7回12月定例会	同上
第8回3月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）、 各会派の代表者（施政方針等に対する意見披瀝）、 健康福祉常任委員会委員長（病院統合にかかる意見書の説明）

### （2）資料のデジタル化（IT化） ※本項目にかかる事務は、平成29年度より総務課が所管

#### ① ペーパーレス化

広報広聴特別委員会で議会資料のペーパーレス化が協議され、議会運営委員会の確認を経

て、第7回12月定例会では本会議資料の一部（議事日程、発言通告要旨、一般質問資料）を対象としたペーパーレス化が実施され、第8回3月定例会では議場配布資料（本会議、予算・決算特別委員会全体会）の全てを対象としたペーパーレス化が試行実施された。

また、広報広聴特別委員会では、試行実施の検証として、全議員（議長及び広報広聴特別委員会の委員長を除く。）を対象にアンケート調査を実施し、「タブレット導入のメリット」・「今後のペーパーレス化の進め方」について意見を聴取した。（資料9「ペーパーレス化の検証について【アンケート集計結果】」を参照）

## ② タブレット端末の更新

全議員に公費で貸与しているタブレット端末（現行機種：iPad Air2）は、2年間のレンタル契約となっており、平成29年9月末で契約期間が満了するため、同年10月に新端末（iPad Pro）に更新予定である。（予算額は前年と同規模）

なお、更新に当たっては、広報広聴特別委員会で導入端末及び通信プランの再確認を行う予定となっている。

## ③ システムの拡張検討

議会資料閲覧システムは、拡張性及び利用者への浸透を考慮した2段階の導入を想定した設計となっており、平成29年度が2段階目の時期となっていたが、広報広聴特別委員会で実施内容及び導入費用等を基に協議した結果、タブレットの活用が進んでいない現状では時期尚早であるなどの理由により導入を見送ることとなった。

## （3）議会だより1面レイアウトの見直し ※本項目にかかる事務は、平成29年度より総務課が所管

広報広聴特別委員会で議会だよりのレイアウト見直しが提案され、まずは1面デザインの変更から着手することとなった。デザインの検討にあたっては、民間企業が運営する公募サイト（ホームページ）を活用して広くアイデアを募集すること、募集に際してはできるだけ費用をかけずに実施することとなっている。

## （4）市民まつりの共催参加

本市議会における議会報告会の取扱いを協議する中で、住民参加型の広報・広聴施策の一つとして、平成28年10月22日開催の「第41回にしのみや市民祭り」に共催参加し、「議会体感ツアー」を実施することが提案され、実施されたものである。

また、平成29年度についても「第42回にしのみや市民祭り」（10月28日）が予定されているため、実施内容は未定であるが今年度も共催参加したい旨の意向を、広報広聴特別委員会及び議会運営委員会で協議・確認の上、市民祭り協議会に報告をしている。

### 3 常任委員会正副委員長との懇談会について

常任委員会の運営に関する課題の整理や情報共有を行うため、平成 29 年 1 月 11 日に正副議長（議長は八木元議長）と常任委員会の正副委員長及び担当書記との懇談会（以下「懇談会」という。）が開催され、下記の事項について意見交換が行われた。

#### ① 正副議長からの提案事項

予算・決算特別委員会における総括課長説明（局長の概要説明の後、事項別明細書をもとに総括課長が行う説明）については、あらかじめ資料に記載し、必要に応じて局長の概要説明で補足するなどにより、説明を省略してはどうかのものを正副議長から提案し、懇談会で異議なく了とされたため、改めて平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会で提案し、第 8 回 3 月定例会の予算特別委員会分科会で試行実施を行った。

また、平成 29 年 5 月 9 日開催の議会運営委員会では、試行実施後の検証が行われ、多くの会派で良かったとの意見が出されたが、一部の会派で従前の方法に戻すべきとの意見もあったため、9 月定例会の決算特別委員会（分科会）でも引き続き試行することとなった。

#### ② 正副委員長から提出された課題

正副委員長から委員会運営の課題事項として下記の項目が提起され、意見交換を行った結果、具体的な協議を議会運営委員会に依頼することとなった。（P 4 の 1（2）①参照）

- ・管内視察の位置付け（総務常任委員会）
- ・管外視察の残された課題（総務常任委員会）
- ・視察の残された課題（総務常任委員会）
- ・関連質問について（教育こども常任委員会）
- ・視察報告書の様式について（教育こども常任委員会）

#### ③ 事務局からの提案事項

事務局から下記の事項を提案し、懇談会で異議なく了とされたため、改めて平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会で提案し、当該取扱いとすることが確認された。

- ・常任委員会における所管事務報告時のタブレット同期は、1 定例会中少なくとも 1 回は行うとの運用から、必要に応じて活用するとの運用に変更する。
- ・常任委員会で配布している「審査区分表」は、事務の省力化のため廃止する。
- ・常任委員会で配布している「委員会付託事件及び審査日程（案）」は、傍聴者にも分かりやすいよう請願及び陳情の審査予定時間などを記載し改良する。

## 4 選挙期日と議員任期の「ずれ」について

### (1) 特例法成立までの経緯

阪神・淡路大震災直後の特例により選挙期日と議員任期に約2か月のずれ（本市では約1か月半）が生じている問題について、平成28年4月に兵庫県議会、神戸市会、芦屋市議会で「県議会・3市議会連絡会」（以下「連絡会」）が立ち上げられ、選挙期日と議員任期の「ずれ」を是正するための特例法の制定を求める要望活動が行われた。

平成28年10月には、連絡会で各政党の国会議員などに重点的な要請活動が行われた結果、臨時会において、特例法案「平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案」（提出者：逢沢一郎衆議院議員ほか9名）が衆議院に提出された。臨時会では、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（以下「倫選特」という。）に法案が付託されたが継続審議となった。

連絡会では、第193回通常国会（会期は平成29年1月20日～平成29年6月18日）において早期に特例法が成立するよう、平成29年1月にも関係国会議員に対して要請活動が行った結果、法案は、平成29年4月21日の衆議院本会議並びに同年5月12日の参議院本会議で、それぞれ賛成多数（日本共産党は反対）で可決・成立し、同年5月19日に公布された。

### (2) 特例法成立後の対応

平成29年6月9日開催の議会運営委員会において、議長から、①特例法の適用を受け、次の選挙で選出される議員の任期満了日を平成35年4月30日と定める議案を、第9回6月定例会初日に提出すること、②特別多数議決（在職議員の4分の3以上が出席し、かつ、その出席議員数の5分の4以上の同意が必要）が適用される重要な議案であることから、全会一致の場合も起立採決により採決を行うことを提案した。

これらのことについて、各派で持ち帰り検討され、全議員の賛同が得られたため、同年6月16日の本会議第1日において、議会運営委員会メンバー発議により、議員提出議案第7号「西宮市議会の議員の任期の特例に関する件」を提出し、全会一致で可決されたところである。

これにより、平成35年春の市議会議員選挙後には、選挙期日と議員任期のずれの問題が解消されることとなる。

#### 【参考】

特例法の適用を受ける議決は、兵庫県議会では平成29年6月1日に、芦屋市議会では同年6月8日に、神戸市会では同年6月12日に、それぞれ議決が行われている。

また、兵庫県議会では、次期議員の任期が約3年10か月に短縮されることを、投票する人及び立候補する人にも周知する必要があるとのことから、広報紙・SNS等で継続的な広報を行っていくとのことである。

## 5 地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書

平成28年10月24日付で、全国市議会議長会から「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」の提出依頼があったため、平成28年11月4日開催の議会運営委員会で議長（八木元議長）から報告し、第7回12月定例会における取扱いについて協議を行った。

議会運営委員会では、地方行政委員会（八木元議長が委員として出席）で本意見書が審議された状況も報告の上、各派持ち帰り検討されたが、現時点での意見の一致は難しいため、第7回12月定例会では意見書の提出を見送ることとなった。

また、第8回3月定例会においても他市議会の動向には大きな変化が見られなかったため、本件の協議は見送られている。（資料10「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の議決状況」を参照）

## 6 衆議院小選挙区の区割り見直しについて

衆議院小選挙区の区割り見直しについて、平成28年10月21日付で県選挙管理委員会から市選挙管理委員会を通じて各市議会に照会があり、提出期限が短かったこともあり、各会派及び無所属議員に調査票を配布の上、正副議長（議長は八木元議長）で意見を集約し、回答を行った。

その後、平成29年2月1日開催の議会運営委員会において、市選挙管理委員会から「総務省では塩瀬・山口地区を兵庫7区から2区に移行させることも検討されており、西宮市長と西宮市選挙管理委員会委員長の連名で、衆議院議員選挙区画定審議会会長宛に要望書を提出した。」との報告があった。また、報道等によれば、平成29年4月中にも改定案がまとめられ、勧告が出されるのではないかとの状況であったため、議長（八木元議長）から、市議会としても早急に意見書を提出すべきことを提案した。

意見書の提出について、各派持ち帰り検討された結果、各派の賛同が得られたため、平成29年2月21日の本会議第1日に、議会運営委員会メンバー発議により意見書案第13号「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定において、市の区域を分割しないことを求める意見書案」を提出し、全会一致で可決された。（意見書は同日付で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、兵庫県知事、衆議院議員選挙区画定審議会会長宛に送付）

しかしながら、平成29年6月9日には「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（区割り改定法）が参議院本会議で可決・成立し、平成29年7月16日に施行されたことにより、兵庫7区のうち西宮市北部（塩瀬支所管内及び山口支所管内）が兵庫2区に改定されることとなった。

## 7 本会議における速記業務の見直しについて

本会議録の作成について、平成29年度を一定の目途として、速記士配置（本会議録の作成業務委託により派遣）による方法から、近年主流となっている音声データの送付による方法に見直すよう事務局に指示している旨、大川原元議長から八木元議長に引継ぎがあったが、受託者は長年本市の本会議録作成に従事しており、現状特段の問題点も見当たらないことから、八木元議長から本件見直しは慎重に進めるべきことを事務局に再度指示した旨の引継ぎを受けている。